

地域産業委員会 令和2年5月12日
産業経済部 資料25番 所管 産業振興課

大田区産業プラザの施設改修について

1 背景・理由

産業プラザについては、平成8年2月の開館以来24年が経過し、施設の大規模改修を検討する時期が到来している。

当該施設のコンベンションホール及び大展示ホールの吊り天井については、東日本大震災をきっかけに、天井脱落対策に係る技術基準として公布・施行された「平成25年国土交通省令第771号」の「既存不適格」に該当している。

そのため、大規模改修について検討を進めているところだが、大展示ホールの吊り天井について、令和3年度に予定しているコンベンションホールの改修工事終了後、速やかに工事に着手することとする。

2 利用休止期間

大展示ホール

令和4年4月1日から令和5年3月31日（予定）まで

3 その他

- ・利用休止期間については、期間の縮減に鋭意努める。
- ・コンベンションホールの利用休止期間[令和3年4月1日から令和4年3月31日（予定）]については、本年3月の当委員会において報告済み。